

1. 選定保存技術の複数認定の方針の明確化

■ 中間整理における記載

II. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

2. (1) 選定保存技術制度の在り方

(ア) 選定保存技術・認定対象の拡大

- 文化財を確実に保存するためには、保存技術の伝承基盤の整備と技術を生業とする業界の活性化が不可欠である。このため、1名・1団体を原則としていた選定保存技術の保持者・保存団体の認定に係る運用を改め、状況に応じて保持者・保存団体の複数認定を行うとともに、その方針を明確化することが必要である。その際、技術の状況は刻一刻と変化するため、技術内容や継承の状況について、定期的・継続的に調査を行うことが必要である。
- 保存団体は、後継者養成や普及・啓発を組織的に行うとともに、補助事業を通じて個人の技術者をサポートすることも可能であり、個々の選定保存技術の置かれた状況に応じて、団体認定を促進する必要がある。

■ 現状

- すでに選定された分野に保持者・保存団体を追加認定する場合、既存の保持者・保存団体と流派や技術内容、地域的特色などの違いがあることを要件としてきたことにより、一の選定分野につき、**原則として1名・1団体の保持者・保存団体の認定**となっている。
- このことにより、一人の保持者だけが国庫補助事業により伝承者養成の責任を負っており、**安定的な技術の継承に不安**が残る。

<保持者を複数認定している技術> 令和4年4月現在。

美術工芸品分野：2技術/27技術 芸能分野：1技術/24技術
 工芸技術分野：4技術/27技術 建造物分野：1技術/26技術

加えて、令和4年7月答申により、新たに3技術で保持者を複数認定（技術の違いによる認定）することとしている。

美術工芸品分野：2技術、建造物分野：1技術

■ 取組方針（案）

- 選定保存技術の保持者・保存団体の認定に当たっては、より複層的に技術が継承されるように進める。
 - ・文化審議会文化財分科会第四専門調査会（文化財保存技術委員会）においても今後の方針について意見聴取。（令和4年6月）
 - ⇒ 流派や技術内容、地域的特色などの違いを求めつつも、**技術の継承や文化財の適切な保存に特に必要な場合は柔軟に認定**していく旨確認。
- 上記の方向性を企画調査会最終とりまとめでも確認し、**令和5年度以降、複数認定も視野に入れて、選定・認定候補を調査**。
 （想定されるケース）
 - ・**保持者が高齢**で、新たな伝承者養成が急務の場合
 - ・未選定又は解除分野において、**同等の技術を有する者が複数存在する**場合 等

2. 文化財修理技術者等を対象とした顕彰制度

■ 中間整理における記載

II. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

2. (1) 選定保存技術制度の在り方

(ウ) 社会的認知度の向上

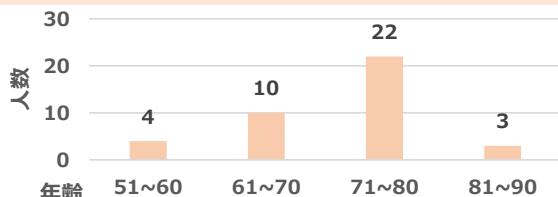
- **選定保存技術の社会的認知度**をあげ、若い世代も含めて幅広い世代から関心を寄せてもらうことは、後継者や文化財保護の応援者を確保するうえで重要である。また長期的には、高度な技術を用いた仕事への適正な対価に対する、社会的な理解の形成にも資するものである。**国、地方公共団体、保持者・保存団体が一体となって普及・啓発に取り組む**ことが必要である。
- 国において、**顕彰制度の検討**や SNS、動画の活用も含めた普及・啓発機会を充実することや、地方公共団体において、地域に継承されている文化財保存技術を文化財保存活用大綱・地域計画へ位置付けることなどが考えられる。

■ 現状

- 文化財修理技術者等を顕彰する既存の仕組みは、文化庁長官表彰、黄綬褒章、叙勲などがある。

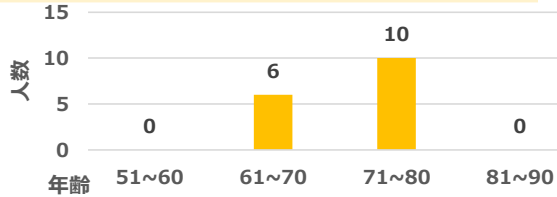
<文化庁長官表彰> 平均年齢：71.3歳

実績：R3 17名
R2 11名
R1 17名



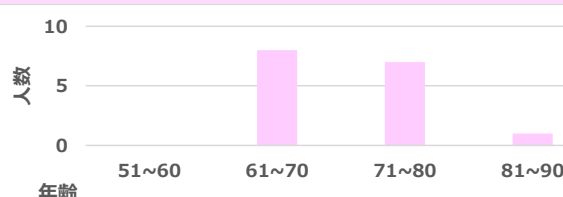
<黄綬褒章> 平均年齢：69.6歳

実績：R4年春 3名
R3年春 なし、秋 5名
R2年春 2名、秋 6名



<叙勲> 平均年齢：72.4歳

実績：R4年春 1名
R3年春 4名、秋 3名
R2年春 5名、秋 3名



- 一方、上記の顕彰は、**選定保存技術保持者や保存団体のベテラン技師**といった、既に一定の実力を認められた修理技術者が推薦されており、**これから技を錬磨しようとする若手・中堅技術者は対象となりづらい。**

■ 取組方針（案）

- 選定保存技術保持者・保存団体に限らず、**文化財の修理**に携わる者や、**文化財修理に必要な用具・原材料の生産者**など、**より幅広い技術者を対象とする顕彰制度を整備する**ことで、若手・中堅技術者の意欲向上や文化財保存技術の職の魅力発信につなげてはどうか。

<新たな顕彰制度（素案）>

- ・対 象：①文化財保存技術者(まずは選定保存技術保持者の後継者や保存団体の中堅構成員を想定。順次、より広範な技術者を対象に検討)、②文化財修理に必要な用具・原材料の生産者
- ・位置づけ：特に若手・中堅技術者が、技を錬磨するうえでモチベーションとなるようなもの
- ・推薦方法：都道府県等による推薦を経て、有識者会議にて選考、文化庁にて決定
- ・意 義：若手・中堅技術者の意欲向上、文化財保存技術の職の魅力発信、地方公共団体による域内の文化財技術者保護への積極的関与 等

3. 文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料のリスト化



■ 中間整理における記載

II. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

(2) 用具・原材料の安定的な確保

(ウ) 社会的認知度の向上

- また、文化財の保存・継承に不可欠で、国内生産が危機的な状況にあるなど安定供給を図るべき原材料については、**国がリスト化**し、例えば個々の原材料の特殊性を踏まえた行政等による買上げ、備蓄等の必要性も含め、長期的な安定供給のための仕組みを検討する必要がある。その際、伝統的な原材料の必要性を、質の観点から**科学的に検証することが重要**である。

■ 現状

- 建造物分野では、保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者の育成や普及啓発活動を行うため「ふるさと文化財の森」を設定し、材種、名称、所在地をリスト化（令和4年3月現在、6項目を対象に86件設定）。
- 一方、建造物以外の分野では、予算事業により美術工芸品の保存・継承に不可欠な用具・原材料について生産管理支援を行っているものの、一覧化されたリストは作成されておらず、**国として安定供給を図るべき対象が対外的に明示されていない。**

■ 取組方針（案）

- 建造物以外の分野の文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料についても順次リスト化し、**国、地方公共団体、生産者、技術者等の文化財関係者が共通認識の下、原材料の安定確保に向けた取組を進められるよう、HP上での分かりやすい発信等を通じて政策の見える化を図る。**

<原材料リストのイメージ>

・**対象**：文化財の保存・継承に不可欠で、安定供給を図るべき原材料

（選定保存技術としてその生産・製造等の技術が保護されているもの、予算事業によって生産管理支援が行われているもの（予定も含む。）等）

・**リストに掲載する情報**：原材料名、使用される文化財の種類と用途、生産地又は求められる品質等を示す情報

（例）※実際のリストに以下が掲載されるかは未定。

原材料名	使用される文化財	使用分野	原材料を使用する選定保存技術/重要無形文化財	備考
楮	美工品（国宝・重要文化財）	和紙	選定保存技術「〇〇」の原料として使用	繊維の細かいもの
楮	重要無形文化財	和紙	重要無形文化財「〇〇」の原料として使用	〇〇種の楮
蚕糸	美工品（国宝・重要文化財）	織物	選定保存技術「〇〇」の原料として使用	在来種の蚕から生産する細かい糸から作るもの

・**発信方法**：「ふるさと文化財の森」とともに、「〇〇〇（仮称）」としてHPに分かりやすく掲載し、各種機会を通じて関係者に情報提供

- 長期的な安定供給のための仕組みについては、**原材料に関する各種調査（需給調査、長期需要予測、科学的検証など）を踏まえ、引き続き検討。**

4. 文化財修理センター（仮称）の設置に向けた検討

■ 中間整理における記載

Ⅱ. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

(3) 文化財修理等に係る分野横断的な拠点整備

- 美術工芸品の修理拠点として京都国立博物館にある、文化財保存修理所の修理スペース不足や機能面の見直しの必要性を契機に、国は、令和4年度から新たな国立の文化財修理センター（仮称、以下「センター」という。）の整備に係る調査研究に着手したところである。
- 一方、文化財保存技術や用具・原材料に関する諸課題については、**分野横断的に状況を把握し、各分野の専門性や知見を横串でつなぐ総合的な解決策の検討が必要**である。このため、センターの機能としては、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能などの幅広い機能を備えるなど、**ナショナルセンターとしての情報の集約や発信・広報、文化財所有者、修理技術者、研究者、行政など文化財関係者間のコーディネート機能の発揮が期待**される。センターに求められるこうした機能を十分に備えたものとなるよう、国は具体的な検討を進める必要がある。なお、その際、センターの整備に必要な財源の具体的確保の方法についても検討を進める必要がある。
- また、センターに係る国の検討においては、文化財に関する研究機関である（独）国立文化財機構をはじめ、関係機関と緊密に連携することが求められる。また、センターを中核に地域の博物館等を協力機関として位置付け連携を図ることも有効である。

■ 現状

- 令和4年7月に「**文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会**」で検討を開始。
- 国立の文化財修理センター（仮称）に求められる機能、実施主体、場所、運営体制等について順次検討。

<これまでの検討内容（抜粋）>

【機能について】

国立の「文化財修理センター(仮称)」では、

- ①情報集約と共有を含む修理推進、
- ②調査研究を着実に実施するための修理・研究体制を構築するとともに、
- ③人材育成、 ④情報発信（普及啓発）

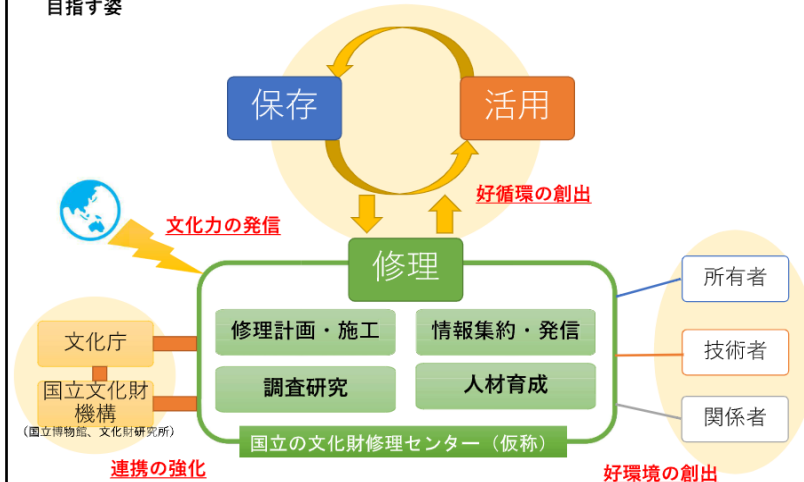
により日本の修理文化の継承と国内外への発信を進め、中長期的に持続可能な保存・活用サイクルを実現してはどうか。

【実施主体について】

我が国の文化財修理は、国立博物館の文化財修理所で、行政・民間（所有者含む）の連携を前提として進めてきた経緯等を踏まえ、既存組織を活用した体制づくりが望ましいのではないかと。

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会
第2回（令和4年8月10日）資料6より抜粋

目指す姿



■ 取組方針（案）

- 文化審議会文化財分科会企画調査会中間整理の内容を踏まえつつ、**構想の具体化に向けて引き続き検討会で検討。**

5. 多様な資金調達の促進



■ 中間整理における記載

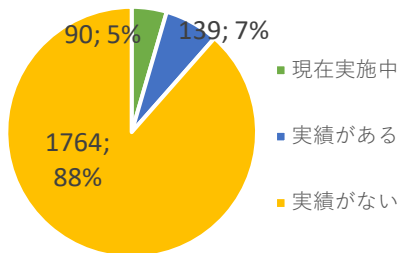
IV. 2. (2) 多様な資金調達の促進

- 国、地方公共団体は、文化財の保存活用に係る予算の確保に引き続き努める必要がある。同時に、地域社会全体で文化財を支える観点から、地方公共団体が、域内の幅広い文化財の保存活用を支援するため、基金の設置、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用によりファンドレイズする枠組みの形成を、国として促進するなど、多様な資金調達を後押しする仕組みを検討することが必要である。

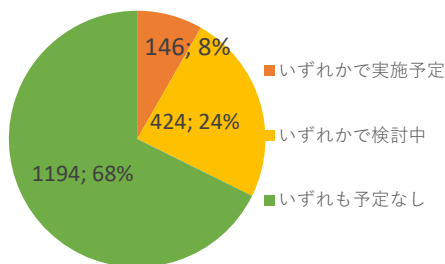
■ 現状

- 直近3年間で、文化芸術振興を目的としたCF型ふるさと納税または企業版ふるさと納税を活用した都道府県、市町村数は、**229団体（全体の約12%）**。令和5年度以降、これらの活用を実施予定と回答した団体は、**146団体（8%）**、**検討中を含めると570団体（32%）**。
- CF型ふるさと納税の実施上の課題は、「寄附者の共感を得られるようなプロジェクトのアイデア出しが大変」、「事務作業の手間が負担」、「目標額を達成するための戦略が分からない」が多い。

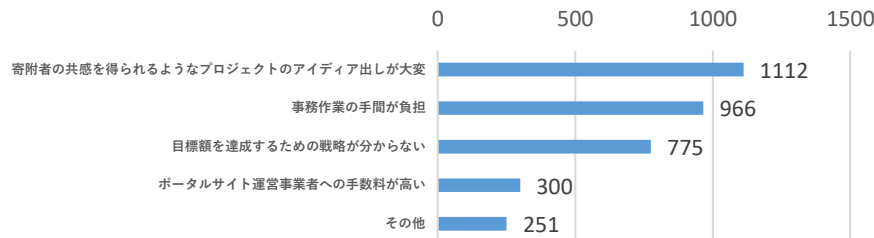
直近3年間の文化芸術振興を目的としたCF型ふるさと納税または企業版ふるさと納税の活用実績（団体数、割合）



令和5年度以降の文化芸術振興を目的としたCF型ふるさと納税または企業版ふるさと納税の活用予定（団体数、割合）



CF型ふるさと納税の実施上の課題（複数回答可）

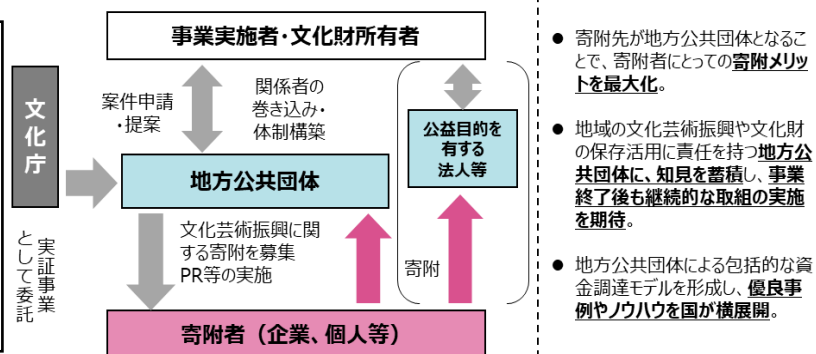


※出典：文化庁「文化芸術に関する多様な資金の活用状況に関する調査結果」（令和4年8月）

■ 取組方針（案）

- **文化芸術への寄附促進実証事業（R5新規要求）**において、**地方公共団体による文化芸術振興を目的とした寄附等による資金調達モデルの形成支援**を行い、資金調達を行う際に必要なノウハウ等の事業成果を横展開する。
- 本事業では、例えば、地方公共団体が、域内の文化財の所有者と連携して保存活用のための資金調達を行い、**地方指定、未指定文化財等も含めた多様な文化財の修理を促進することが可能。**
- **修理需要を喚起することで、文化財の適正な周期による修理や、修理技術者、用具・原材料生産者の仕事量の増加を促すなど、文化財の保存と活用の好循環を目指す。**

【文化芸術振興を目的とした包括的な資金調達モデルの形成における考え方】



② 文化芸術への寄附促進実証事業

令和5年度要望額 121百万円
(新 規)



背景・課題

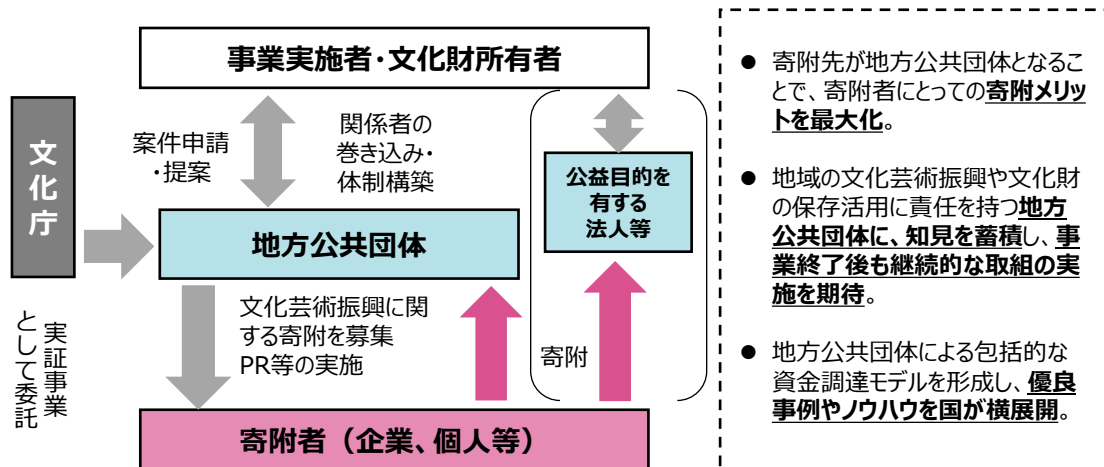
地域の文化芸術は、人口減少、過疎化、コロナ禍等により資金工面が困難な状況が続いている。一方、地方公共団体が地域の文化財の保存活用を含む文化芸術振興のために、クラウドファンディング等の寄附を積極活用し、資金調達に成功する例が出ている。しかしこうした取組は未だ一部にとどまる上、現時点では特定のスキル人材や個別事由に依存していることが多く、他の参入者が容易に取り入れることのできる知識やノウハウとして包括的に整理されているものがほぼない。

事業内容 事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術振興を目的とした多様な資金調達を促進するため、異なる対象や地域、規模等において実証事業を行い、体制構築、プロジェクトの磨き上げ、寄附者への有効なPR手法等を含む包括的な資金調達モデル事例を形成する。さらに形成されたモデルの分析を通じて、資金調達を行う際に必要なノウハウ等を集約したスタートアップガイド（ベストプラクティス集合）を作成する。事業成果を周知・普及させることで、文化芸術振興のための資金調達環境を整備する。

- 既存の寄附制度に係るマッチング機会の創出**
 - 寄附募集プロジェクトのアイデアコンテスト等の実施（1件、委託先：民間団体）
- 地方公共団体による包括的な資金調達モデルの実証事業**
 - 地方公共団体による文化芸術振興を目的とした寄附等による資金調達モデルの形成支援及び実証（右図）。（7百万円×10件程度 委託先：地方公共団体他）※R5は地方公共団体のみ対象
- 調査研究・普及事業**
 - 文化芸術分野における資金調達例に関する調査、実証事業の分析等をもとにしたスタートアップガイド作成
 - 事業報告会・情報交換会の実施

【文化芸術振興を目的とした包括的な資金調達モデルの形成における考え方】



アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿
<ul style="list-style-type: none"> ● マッチング件数（年間5件程度） ● 資金調達モデル事例の形成（年間10件程度） ● 資金調達モデル実証に関する情報交換会（1件/年） ● 地方公共団体の資金調達スタートアップガイド作成（1式） 	<p>【短期（R5～）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術振興を目的とした寄附を活用する地方公共団体数 対前年度増 <p>【中・長期（R7～）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術振興を目的とした地方公共団体への寄附者数、寄附額 対前年度増 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民や企業の文化芸術への寄附を増加させ、文化芸術領域の市場を活性化させる。 ● 資金調達モデルの横展開により、文化芸術を支援する国民の機運を醸成する。